

		特別児童扶養手当	在宅障害児福祉手当
受給できる方		精神、知的または身体に障がいのある 20 歳未満の児童を家庭において養育している方	
対象児童	1 級	<ul style="list-style-type: none"> 身体障害者手帳の判定がおおむね 1 級または 2 級程度に該当する児童 療育手帳の判定が (A)・A 程度の知的障がいまたは同程度の精神障がいがある児童 	特別児童扶養手当の受給対象に該当する児童 (障害児福祉手当を支給されている児童を除く)
	2 級	<ul style="list-style-type: none"> 身体障害者手帳の判定がおおむね 3 級程度に該当する児童 療育手帳の判定が B 程度の知的障がいまたは同程度の精神障がいがある児童 	
手当の額		1 級 月額 51,700 円 2 級 月額 34,430 円	特別児童扶養手当 1 級に該当する程度の方 月額 4,000 円 特別児童扶養手当 2 級に該当する程度の方 月額 2,500 円
手当の支給日 (口座振込)		4 月、8 月、11 月 (各月 11 日)	9 月、3 月 (各月 25 日)
所得状況届		毎年 8 月 12 日～9 月 11 日までの間に提出してください。 ※所得状況届が必要な方には、所得状況届の詳細について通知しますので、通知を確認のうえ手続きをしてください。この届を提出しないと、手当が受けられなくなります。なお、2 年間提出をしない場合は、受給資格がなくなることがあります。	

		特別障害者手当	障害児福祉手当
受給できる方		在宅の方で、身体または精神の障がいがあるため、日常生活で常時特別な介護を必要とする 20 歳以上の方	在宅の方で、身体または精神の障がいがあるため、日常生活で常時特別な介護を必要とする 20 歳未満の方
手当の額		月額 26,940 円	月額 14,650 円
手当の支給日 (口座振込)		5 月、8 月、11 月、2 月 (各月 10 日)	
所得状況届		毎年 8 月 12 日～9 月 11 日までの間に提出してください。 ※この届を提出しないと、受給資格がなくなることがあります。	

■お問合せ 社会福祉課 ☎0297(21)2190